

はじめに

大阪経済は持ち直しの動きがみられるものの中小企業の状況は依然として厳しいものがあります。大阪産業の再生を図るためには、科学技術の成果を活かした新産業の創出、既存産業の高度化を図る必要があります。単純な価格競争では、人件費の安い諸外国に太刀打ちできない状況において、産業の活性化を図るためには、特許をはじめとする「知的財産」を数多く生み出し、活用する知恵の勝負に活路を見出すことが今まで以上に求められています。

国では、平成14年に「知的財産戦略大綱」を策定したほか、平成15年には「知的財産基本法」を施行するとともに、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を策定し、知的財産立国に向けた取組みを進められています。

大阪府においても、これまで、平成10年に「大阪府産業科学技術振興指針」を、平成12年には「大阪産業再生プログラム(案)」を策定し、施策の方向性を明示してきました。また、これら指針等の実現のため、大阪府立特許情報センターにおける特許流通事業等の各種事業の実施や大阪TLOを核とした産学官連携の促進を図るとともに、本府職員の職務発明に対する実施補償金の上限撤廃や大阪府立特許情報センターにおける特許の一元管理など、知的財産に関する様々な施策を展開してまいりました。

知的財産基本法の中に、知的財産の創造、保護及び活用に関する自主的な施策の策定・実施が地方公共団体の責務として規定されるなど、知的財産立国に向けた取組みの強化が求められており、本府においても、府全体の知的財産に関する方針や体系的な施策を打ち出し、産業の活性化を促進するため、『大阪府知的財産戦略指針』を策定することといたしました。

この指針では、知的財産の「創造」、「保護」、「活用」、知的財産に関連する「人材の育成と府民意識の向上」を柱に、本府がこれから取り組むべき事項を定めています。今後、本指針に基づき、知的財産関連施策を集中的に展開し、知的財産を活用した大阪産業の再生に向けた取組みを促進してまいります。